

所沢市まちづくりセンター設置条例(素案)

に対する意見を募集します。

誰もが安心して暮らせる、持続可能な地域コミュニティを実現していくため、まちづくりセンターの更なる機能強化が必要です。

このため、これまで、コミュニティ推進業務については市長部局が、公民館業務については教育委員会がそれぞれ所管していましたが、業務間の連携をさらに密にし、素早い対応と効果的な業務を実施できるよう、業務体制を整えるとともに、まちづくりセンターの活性化を図るため、令和7年4月より、公民館業務を教育委員会から市長部局(市民部)に移管し、一元的な運営を行ってまいります。

このことに伴い、現在「所沢市まちづくりセンター設置条例」を制定するための準備を進めています。この条例案に対して、下記のとおり市民等の皆様のご意見を募集いたします。

記

1 募集期間

令和6年5月1日(水)～5月30日(木)まで ※郵送の場合は、当日消印有効

2 応募できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体、
本案の利害関係者

3 条例(案)概要の公表

市ホームページに掲載するほか、次の窓口で配布します。

- ・所沢市役所 市政情報センター(低層棟1階)
- ・地域づくり推進課(高層棟5階)
- ・市内各まちづくりセンター

4 応募方法

(1)直接持参 所沢市役所高層棟5階地域づくり推進課、または各まちづくりセンター窓口

※窓口受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜、祝日は除きます)

(2)郵送 〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所 市民部地域づくり推進課 宛

(3)F A X 04-2998-9491

(4)電子メール a9083@city.tokorozawa.lg.jp

(5)電子申請 https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73017

5 お問い合わせ

所沢市市民部地域づくり推進課

電話:04-2998-9083 FAX:04-2998-9491

電子メール:a9083@city.tokorozawa.lg.jp

